名　称：住宅用火災警報器設置規則
公布日：2010年12月30日

第1条
本規則は消防法（以下「本法」と略称）第6条第4項および第5項の規定に基づき定める。

第2条
本法第6条第4項および第5項に定める場所の管理権者は、本規則の規定に基づき住宅用火災警報器を設置し、これを維持しなければならない。
消防機関は本法第6条第4項に定める場所の危険度に基づき、分類管理して検査および再検査を行うことができる。
本法第10条の規定に基づき本法第6条第4項に定める場所の消防安全設備の図面を審査する際は、住宅用火災警報器を審査項目に組み入れる。

第3条
住宅用火災警報器は以下の位置に設置する。
1. 寝室、ホテルの客室またはその他の就寝に用いる居室（以下「寝室」と略称）。
2. 厨房。
3. 階段。
（1）寝室がある階。ただし、当該階が避難階である場合はこの限りでない。
（2）避難階にしか寝室がない場合、上階階段へ通じる最も上の階。
4. 前3項の規定に該当せず、かつ7平方メートルを超える居室が5部屋以上に達する階がある場合、廊下に設置する。廊下がない場合は、階段に設置する。
各種場所の消防安全設備の設置標準に適合するスプリンクラー設備または同等性能以上の消火設備を設置する場合（表示温度75度以下、作動時間60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る）、その有効範囲内においては、住宅用火災警報器の設置を免除することができる。

第4条
住宅用火災警報器は以下の方法に従い設置する。
1. 天井板または床スラブに設置する場合
（1）警報器の下端から天井板または床スラブまでの距離は60センチメートル以内とする。
（2）壁面または梁から60センチメートル以上離した位置に設置する。
2. 壁面に設置する場合、天井板または床スラブ下側までの距離は15センチメートル以上50センチメートル以下とする。

3. 吹き出し口から1.5メートル以上離す。
4. 原則として居室の中心に設置する。

第5条
住宅用火災警報器は下表の種類に従い設置する。

位置	種類
寝室、階段および廊下	イオン化式、光電式
厨房	定温式

第6条
電池を電源とする住宅用火災警報器は、電圧が下限に達して表示または音声が出たら、管理権者はただちに電池を交換しなければならない。

第7条
電池以外の外部電源を用いる住宅用火災警報器は、電源の正常な供給を確実に保証する措置がなければならない。
前項の電源と分電盤間の配線は、コンセントまたはスイッチを設置してはならず、かつ屋内配線の設置規則の規定に適合しなければならない。

第8条
自動試験機能付きの住宅用火災警報器は、機能の異常メッセージが出た場合、交換しなければならない。自動試験機能のないものは、使用期限が終了する前に交換しなければならない。
前項の状況を除き、管理権者は警報器の取扱説明書に従って住宅用火災警報器を検査するとともに、正常な機能を維持しなければならない。

第9条
本法第6条第4項に規定する場所については、本法が2010年5月21日に改正されて効力が発する前に既に設置されていた場合、2011年12月31日までに住宅用火災警報器を設置しなければならない。
前項の場所については、本法の2010年5月21日から本規則を公布して効力が発するまでに新築、増築、改築、用途を変更した場合、2011年3月31日までに住宅用火災警報器を設置しなければならない。

第10条
本法第6条第5項に規定する場所については、本規則を公布して効力が発する前に既に設置

されていた場合、2017年12月31日までに住宅用火災警報器を設置しなければならない。

第11条
本法は公布日より施行する。